

島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（平成24年島根県規則第97号関係）

改正後	改正前
<p>島根県環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成11年10月1日 島根県規則第98号〕</p> <p>第1条～第37条 〔略〕</p> <p>（環境の保全のための措置の実施状況の報告等）</p> <p>第38条 〔略〕</p> <p><u>2 条例第32条第1項の規定により公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業者の事務所</u></p> <p><u>(2) 県の庁舎その他の県の施設</u></p> <p><u>(3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設</u></p> <p><u>3 条例第32条第1項の規定による公表は、前項の場</u> <u>所において行うとともに、次に掲げるインターネット</u> <u>の利用による公表の方法のうち適切な方法により</u> <u>行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業者のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(2) 県のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブ</u> <u>サイトに掲載すること。</u></p> <p><u>4 前2項に規定する公表は、条例第13条第1項第6</u> <u>号イに掲げる措置の実施状況の内容を周知するため</u> <u>の相当な期間を定めて行うものとする。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p><u>6 第2項から第4項までの規定は、条例第32条第2</u> <u>項の規定による公表について準用する。この場合に</u> <u>おいて、第4項中「条例第13条第1項第6号イに掲</u> <u>げる措置」とあるのは、「条例第13条第1項第6号</u> <u>ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明</u></p>	<p>第1条～第37条 〔略〕</p> <p>（環境の保全のための措置の実施状況の報告等）</p> <p>第38条 条例第32条第1項の規定による報告は、環境の保全のための措置の実施状況報告書（様式第11号）により行うものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 条例第32条第2項の規定による報告は、環境の状況の把握のための措置の状況報告書（様式第12号）により行うものとする。</p> <p>〔新設〕</p>

した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたもの」と読み替えるものとする。

第39条～49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件
1～13 〔略〕	〔略〕
14 条例別表第14号に掲げる事業	<p>1 排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が40,000立方メートル以上又は排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上である工場又は事業場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業</p> <p>_____の用に供するものに限る。）（以下「工場等」という。）の設置の事業</p> <p>2 〔略〕</p>
15～16 〔略〕	〔略〕

別表第2・別表第3 〔略〕

様式第1号～第13号 〔略〕

第39条～第49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件
1～13 〔略〕	〔略〕
14 条例別表第14号に掲げる事業	<p>1 排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が40,000立方メートル以上又は排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上である工場又は事業場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業、<u>熱供給業又は電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに</u>限る。）の用に供するものに限る。）（以下「工場等」という。）の設置の事業</p> <p>2 〔略〕</p>
15～16 〔略〕	〔略〕

別表第2・別表第3 〔略〕

様式第1号～第13号 〔略〕